証券コード　3963
平成30年６月11日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
株式会社シンクロ・フード
代表取締役　藤代真一

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　　平成30年６月28日（木曜日）午前10時（開場　午前９時30分）
２．場　　所　　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル４階
（TKPガーデンシティ渋谷　ホール４C）

３．目的事項
報告事項
１．第15期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以上

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎　定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.synchro-food.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 業績の概況

当連結会計年度における我が国経済は、政府・日銀の経済・金融政策による雇用情勢の改善に加え、訪日外国人旅行客の増加等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。ただし、海外の政治情勢の不確実性の高まりから海外経済全体への影響が懸念される等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

飲食業界におきましては、原材料価格の高騰や人手不足に伴う人件費等のコスト上昇等があるものの、客数や客単価が前年を上回ったことにより、全体の売上高は前年をやや上回る水準で堅調に推移しております。(出所：一般社団法人日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査 平成29年 年間結果報告」)

このような事業環境のもと、当社は、「食の世界をつなぎ、食の未来をつくる」を経営理念として、出店開業・運営支援サイトである「飲食店.COM」をはじめとするインターネットメディア事業を運営してまいりました。「飲食店.COM 店舗物件探し」においては、東海版のサービス提供を開始、「求人＠飲食店.COM」においては、九州版、北海道・東北版をリリースする等、積極的なエリア拡大により、平成30年３月末時点における登録ユーザー数が129,069件(前事業年度比14.9％増)と順調に増加するとともに、重要な経営指標である有料ユーザー数(注1)についても、7,350件(前事業年度比10.1％増)と順調に増加いたしました。また、「飲食店.COM」に対してサービス提供する不動産事業者や食材仕入事業者等の関連事業者(注2)についても、3,732社(前事業年度比8.3％増)と、順調に増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,377,304千円、営業利益は595,497千円、経常利益は570,411千円、親会社株主に帰属する当期純利益は364,066千円となりました。

なお、当社グループはインターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。サービス別の売上高の内訳は、運営サービス1,069,412千円、出退店サービス210,059千円、その他サービス97,832千円であります。

また、ユーザーからの売上高は1,099,576千円となり、関連事業者等からの売上高は277,728千円となりました。

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

（注）１．当該連結会計年度において、「飲食店.COM 店舗物件探し」「求人＠飲食店.COM」「飲食店.COM 厨房備品購入」の有料サービスを利用したユーザーアカウント数を記載しております。
２．当該連結会計年度末時点において、不動産事業者、内装事業者、食材仕入事業者として登録している事業者数を記載しております。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
平成30年１月31日までに、第１回新株予約権の一部が行使がされたことに伴い、7,445千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、平成30年３月16日付で、株式会社ウィットの発行済株式の100％を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(2) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① サービスの継続的成長

当社が提供するサービスは、主力サイトである「飲食店.COM」をはじめとして、多数のユーザー及び、ユーザーへサービス提供を行う各事業者によって支えられていると考えており、ユーザーや各事業者が求めるニーズに応えるための継続的なサービス改善を課題と認識しております。

特に、当社のサービスを利用する登録ユーザー数は129,069件に達し(平成30年３月31日現在)、その内有料ユーザー数は7,350件に達しているものの(平成30年３月31日現在)、全国には飲食店は51.6万事業所存在し(出所：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」)、拡大の余地が十分に残されているものと認識しております。一方で、各事業者が提供するコンテンツについても、サービス展開エリアの拡大による事業者数の増加や、新たなサービス企画・開発における事業者との取り組み強化によって、量と質の両面での更なる向上を実現することが必要であると認識しております。

今後も継続的な成長を実現するために、常にユーザー、事業者双方のニーズを汲み取り、当社サイト内のコンテンツ及びサービス・機能の充実による利便性の向上及び健全なサイト運営等を強化し、ユーザー及び各事業者から選ばれるサイトを目指してまいります。

② 知名度の向上

当社が運営するサイトである「飲食店.COM」は、ユーザー及びユーザーへサービス提供を行う不動産事業者や内装事業者からの認知度は徐々に高まってきております。しかしながら事業の更なる成長を実現するためには、より多くのユーザーや、これから飲食店の開業を目指す潜在層、幅広い事業者層を獲得する必要があります。当社では、サイト内のコンテンツ拡充や機能充実に留まらず、オウンドメディア等の積極展開により、より幅広い層のユーザーや事業者の獲得を目指してまいります。

③ 新技術への対応

当社はインターネット技術をもとにしたプラットフォーム企業であり、当社の属するインターネット業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下、インターネット上のサービスや機能に限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々なテクノロジーに適時に対応するとともに、このテクノロジーを積極的に取り入れ、新しいサービスを開発することで、事業の継続的拡大を目指してまいります。

④ 優秀な人材の採用

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保及び人材の育成が重要な課題であると認識しております。特にサーバーの運用やサイト構築を担当する技術者は専門性が高く、適時に採用することが困難な場合があります。

人材確保においては、中途採用活動を積極的に実施しつつ、新卒採用で確保した人材の教育活動を強化することで早期戦力化を目指してまいります。

⑤ システムの安定稼働と強化

当社は、インターネット上にて様々なサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は、アクセス数及び会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

⑥ 経営管理体制と内部管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化が必要であると考えております。また、組織が健全かつ効率的に運営されるように、当社では多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化を図ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 平成27年３月期	第13期 平成28年３月期	第14期 平成29年３月期	第15期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
売上高	― 千円	― 千円	― 千円	1,377,304 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	― 千円	― 千円	― 千円	364,066 千円
１株当たり当期純利益	― 円	― 円	― 円	13.88 円
総資産	― 千円	― 千円	― 千円	2,561,687 千円
純資産	― 千円	― 千円	― 千円	2,162,547 千円

(注) １．第15期より連結計算書類を作成しているため、第14期以前については記載しておりません。
２．当社は、平成30年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 平成27年３月期	第13期 平成28年３月期	第14期 平成29年３月期	第15期 (当事業年度) 平成30年３月期
売上高	649,894 千円	849,112 千円	1,052,263 千円	1,377,304 千円
当期純利益	124,244 千円	209,784 千円	264,527 千円	367,823 千円
１株当たり当期純利益	5.75 円	9.71 円	11.10 円	14.02 円
総資産	485,074 千円	776,325 千円	2,093,479 千円	2,541,085 千円
純資産	340,960 千円	550,744 千円	1,790,823 千円	2,166,303 千円

(注) 当社は、平成27年12月11日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を、平成28年７月16日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を、平成29年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を、平成30年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
株式会社ウィット	7,500千円	100.0%	飲食業界に特化したM&A仲介事業、人材紹介事業

(注) 当社は、平成30年３月16日に株式会社ウィットの全株式を取得したことから、同社を重要な子会社としました。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、ユーザー(飲食店出店予定者・運営者・退店予定者)と、飲食店に関わる各事業者等を繋ぐ「飲食店.COM」を中心として、飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズにおいてWebサイトを運営し、飲食業支援のトータルサービスをプラットフォーム上で展開する、インターネットメディア事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場

区　　分	名　　称	所 在 地
当社	本社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
	大阪支社	大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１号
	名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目12番12号
子会社	株式会社ウィット	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番４号

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

会社の名称	従業員数(名)
当　　社	62
株式会社ウィット	8
合　　計	70

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	14名増	30.5歳	4.5年

(注)　従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(8)主要な借入先

該当事項はありません。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 上場市場の変更について

当社株式は、平成29年９月29日に東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

② 株式取得による子会社

当社は、平成30年２月20日開催の取締役会において、株式会社ウィットの全株式を取得することを決議し、平成30年３月16日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項　平成30年３月31日時点

(1) 発行可能株式総数　28,800,000株

(2) 発行済株式の総数　8,866,950株(自己株式322株を含む)

(3) 株主数　1,509名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤代　真一	4,160,000 株	46.92 %
エイトクラウズ株式会社	900,000 株	10.15 %
大須賀　康人	600,000 株	6.77 %
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	389,000 株	4.39 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	324,200 株	3.66 %
株式会社ＳＢＩ証券	228,700 株	2.58 %
野村信託銀行株式会社(投信口)	154,000 株	1.74 %
むさし証券株式会社	114,000 株	1.29 %
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	112,500 株	1.27 %
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	99,900 株	1.13 %

(注)１．持株比率は自己株式（322株）を控除して計算しております。

２．当社は、平成30年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが株式分割前の株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

(平成30年３月31日現在)

		第１回新株予約権
発行決議日		平成28年１月13日
新株予約権の数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　18,000株 (新株予約権１個につき　30株)(注)１
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　1,470円 (１株当たり　49円)(注)１
新株予約権の権利行使期間		平成30年１月16日から平成38年１月13日まで
行使の条件		(注)２、３、４、５
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数　600個 目的となる株式数　18,000株 保有者数　1名

(注)１．当社は、平成28年７月16日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を、平成29年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

２．新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

３．新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

４．新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

５．新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行使することはできない。

６．新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

(ⅰ)上場日以降、割当てられた権利の３分の１について行使することができる。

(ⅱ)上場日から１年が経過する日以降、割当てられた権利の３分の２について行使することができる。

(ⅲ)上場日から２年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

(ⅳ)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

		第２回新株予約権
発行決議日		平成29年５月９日
新株予約権の数		402個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　40,200株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり133,800円 （１株当たり　1,338円）
新株予約権の権利行使期間		平成31年７月１日から平成36年５月23日まで
行使の条件		(注)１、２、３、４、５、６
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数　382個 目的となる株式数　38,200株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　1名
	社外監査役	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　1名

(注)１．新株予約権者は、当社の平成31年３月期または平成32年３月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2．新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の３分の１について行使することができる。

(b)権利行使開始日から１年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の３分の２について行使することができる。

(c)権利行使開始日から２年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(d)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

3．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4．新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

5．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

6．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

(平成30年３月31日現在)

		第２回新株予約権
発行決議日		平成29年５月９日
新株予約権の数		565個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　56,500株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり133,800円 (１株当たり　1,338円)
新株予約権の権利行使期間		平成31年７月１日から平成36年５月23日まで
行使の条件		(注)１、２、３、４、５、６
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　565個 目的となる株式数　56,500株 交付者数　40名

(注)１．新株予約権者は、当社の平成31年３月期または平成32年３月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

２．新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の３分の１について行使することができる。

(b) 権利行使開始日から１年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の３分の２について行使することができる。

(c) 権利行使開始日から２年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

３．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

４．新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

５．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

６．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
藤 代 真 一	代表取締役	－
大須賀 康 人	取 締 役	－
森 田 勝 樹	取 締 役	－
松 崎 良 太	取 締 役	きびだんご株式会社　代表取締役 サードギア株式会社　代表取締役
中 川 二 博	取 締 役	プレミアグループ株式会社　社外取締役
西 岡　　登	常勤監査役	－
井 上 康 知	監 査 役	長濱・水野・井上法律事務所　代表社員
中 山 寿 英	監 査 役	株式会社みなとグローバル　代表取締役 中山寿英会計事務所　所長

(注) 1．取締役松崎良太氏は社外取締役であり、事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を有しております。
2．取締役中川二博氏は社外取締役であり、事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を有しております。
3．監査役西岡登氏は社外監査役であり、事業会社における豊富な監査経験を有しております。
4．監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社と社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	73,650千円 (5,550千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,300千円 (9,300千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	82,950千円 (14,850千円)

(注) 取締役の報酬の決定については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	松 崎 良 太	きびだんご株式会社	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		サードギア株式会社	代表取締役	
取締役	中 川 二 博	プレミアグループ株式会社	社外取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
監査役	井 上 康 知	長濱・水野・井上法律事務所	代表社員	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
監査役	中 山 寿 英	株式会社みなとグローバル	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		中山寿英会計事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松 崎 良 太	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	中 川 二 博	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西 岡 登	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	井 上 康 知	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	中 山 寿 英	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士・税理士としての豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

ロ．コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

ニ．取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

ホ．内部監査業務を担当する内部監査人を代表取締役が指名し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

ヘ．事業毎に必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

ト．金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

チ．企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

リ．顧問弁護士を外部相談窓口とする内部通報制度を設け、他の社員の法律違反行為等を知った時は、速やかに相談窓口に通報する旨を明記し、適正な通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

ロ．機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

ハ．情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。

ロ．不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ハ．リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

ロ．執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

ハ．社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び子会社は、グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

ロ．当社子会社の取締役等は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項に関する当社の事前承認を取得するとともに、その他の重要な情報については、当社への報告を遅滞なく実行する。

ハ．グループ全体の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制、損失の危険の管理体制及びリスク管理体制に関する基本方針を定める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．当社の内部監査人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。

ロ．監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。

ロ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ハ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。

ロ．監査役、会計監査人及び内部監査人は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

ハ．代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

ニ．監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。

ロ．当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的にモニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑫ 反社会的勢力への対応

イ．関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

ロ．反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,321,124**	**流動負債**	**387,180**
現金及び預金	2,223,593	買掛金	4,582
売掛金	67,920	１年内返済予定の長期借入金	1,968
前払費用	11,387	未払金	33,983
繰延税金資産	27,278	未払費用	53,423
その他	1,290	未払法人税等	146,925
貸倒引当金	△10,346	未払消費税等	34,938
		前受金	101,412
固定資産	**240,563**	その他	9,945
有形固定資産	**21,399**	**固定負債**	**11,959**
建物	19,903	長期借入金	2,676
工具器具備品	1,496	資産除去債務	9,283
無形固定資産	**130,430**	**負債の部合計**	**399,139**
のれん	130,430	**純資産の部**	
投資その他の資産	**88,733**	**株主資本**	**2,161,580**
出資金	320	資本金	503,552
敷金及び保証金	43,744	資本剰余金	491,552
長期性預金	40,000	利益剰余金	1,167,339
繰延税金資産	2,570	自己株式	△864
その他	2,098	**新株予約権**	**967**
		非支配株主持分	―
		純資産の部合計	**2,162,547**
資産の部合計	**2,561,687**	**負債・純資産の部合計**	**2,561,687**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,377,304
売上原価		143,088
売上総利益		1,234,216
販売費及び一般管理費		638,718
営業利益		595,497
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	6	
		24
営業外費用		
寄付金	451	
上場関連費用	24,659	
		25,110
経常利益		570,411
税金等調整前当期純利益		570,411
法人税、住民税及び事業税		216,439
法人税等調整額		△10,094
当期純利益		364,066
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		364,066

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	499,830	487,830	803,272	△108	1,790,823	-	-	1,790,823
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	3,722	3,722	-	-	7,445	-	-	7,445
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	364,066	-	364,066	-	-	364,066
自己株式の取得	-	-	-	△755	△755	-	-	△755
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	967	-	967
連結会計年度中の変動額合計	3,722	3,722	364,066	△755	370,756	967	-	371,723
当期末残高	503,552	491,552	1,167,339	△864	2,161,580	967	-	2,162,547

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①子会社の状況

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社ウィット

平成30年３月の株式取得に伴い、株式会社ウィットは当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2．会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３年～15年

工具、器具及び備品　　６年～15年

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　21,886千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　8,866,950株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　90,750株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を原則として自己資金で賄っており、資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

長期性預金は１年を超える定期預金であり、期間は最長で５年であります。金利の上昇によるリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で３年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部及び管理部が取引先の状況を定期的にモニタニングし、取引相手ごとに期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,223,593	2,223,593	－
(2) 売掛金	67,920		
貸倒引当金(※１)	△10,346		
	57,574	57,574	－
(3) 敷金及び保証金	43,744	43,735	△8
(4) 長期性預金	40,000	39,986	△13
資産計	2,364,912	2,364,890	△22
(1) 買掛金	4,582	4,582	－
(2) 未払金	33,983	33,983	－
(3) 未払法人税等	146,925	146,925	－
(4) 未払消費税等	34,938	34,938	－
(5) 長期借入金(※２)	4,644	4,267	△376
負債計	225,074	224,697	△376

(※１) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※２) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金1,968千円を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期性預金

長期性預金の時価について、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	81円26銭
１株当たり当期純利益	13円88銭

（注）当社は、平成30年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

7．重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成30年３月８日開催の取締役会において、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成30年４月１日付で株式分割を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の割合及び時期

平成30年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき３株の割合で株式分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,866,950株
株式分割により増加する株式数	17,733,900株
株式分割後の発行済株式総数	26,600,850株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年４月１日

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	49円	17円
第２回新株予約権	1,338円	446円

貸 借 対 照 表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,289,014**	**流動負債**	**366,581**
現金及び預金	2,197,427	買掛金	4,582
売掛金	63,242	未払金	30,540
前払費用	9,859	未払費用	47,643
繰延税金資産	26,794	未払法人税等	143,753
その他	1,290	未払消費税等	31,676
貸倒引当金	△9,599	前受金	100,386
固定資産	**252,071**	その他	7,999
有形固定資産	**14,106**	**固定負債**	**8,200**
建物	13,722	資産除去債務	8,200
工具器具備品	384	**負債の部合計**	**374,782**
投資その他の資産	**237,964**	**純資産の部**	
出資金	300	**株主資本**	**2,165,336**
敷金及び保証金	41,723	**資本金**	**503,552**
繰延税金資産	2,160	**資本剰余金**	**491,552**
関連会社株式	153,780	資本準備金	491,552
長期性預金	40,000	**利益剰余金**	**1,171,095**
		その他利益剰余金	1,171,095
		繰越利益剰余金	1,171,095
		自己株式	**△864**
		新株予約権	**967**
		純資産の部合計	**2,166,303**
資産の部合計	**2,541,085**	**負債・純資産の部合計**	**2,541,085**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,377,304
売上原価		143,088
売上総利益		1,234,216
販売費及び一般管理費		634,973
営業利益		599,243
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	6	
		24
営業外費用		
寄付金	451	
上場関連費用	24,659	
		25,110
経常利益		574,157
税引前当期純利益		574,157
法人税、住民税及び事業税		216,439
法人税等調整額		△10,105
当期純利益		367,823

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	499,830	487,830	487,830	803,272	803,272	△108	1,790,823		1,790,823
当期変動額									
新株の発行	3,722	3,722	3,722	－	－	－	7,445	－	7,445
当期純利益	－	－	－	367,823	367,823	－	367,823	－	367,823
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△755	△755	－	△755
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	967	967
当期変動額合計	3,722	3,722	3,722	367,823	367,823	△755	374,512	967	375,479
当期末残高	503,552	491,552	491,552	1,171,095	1,171,095	△864	2,165,336	967	2,166,303

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しておりますが、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は以下の通りです。

建物　　10年

工具、器具及び備品　　６～12年

(3) 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　18,469千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権　　240千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数　　普通株式　　8,866,950株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　　322株

（注）当社は、平成30年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を記載しております。

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産（流動）の発生の主な原因は、未払賞与の否認、未払事業税等の否認等であります。また、繰延税金資産（固定）の発生の主な原因は、資産除去債務の否認であります。

５．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	81円40銭
１株当たり当期純利益	14円02銭

（注）当社は、平成30年４月１日付けで普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成30年３月８日開催の取締役会において、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成30年４月１日付で株式分割を行うことを決議いたしました。

(1)株式分割の割合及び時期

平成30年３月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき３株の割合で株式分割いたしました。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,866,950株
株式分割により増加する株式数	17,733,900株
株式分割後の発行済株式総数	26,600,850株

(3)株式分割の効力発生日

平成30年４月１日

(4)１株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(5)新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	49円	17円
第２回新株予約権	1,338円	446円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

株式会社シンクロ・フード
　取締役会御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員業務執行社員　　公認会計士　　伊集院　邦光　　印
指定有限責任社員業務執行社員　　公認会計士　　伊藤　裕之　　印

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの平成 29 年 4 月1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンクロ・フード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

株式会社シンクロ・フード
　取締役会御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ
指定有限責任社員業務執行社員　　公認会計士　　伊集院　邦光　　印
指定有限責任社員業務執行社員　　公認会計士　　伊藤　裕之　　印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役等及び他の監査役と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。又、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システム（会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当と認めます。また、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査の結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当と認めます。

３．後発事象

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、当社は、平成30年４月１日を効力発生日とする株式分割を決議いたしました。

平成30年５月17日

株式会社シンクロ・フード 監査役会

常勤監査役
社外監査役　西　岡　　登　　印

社外監査役　井　上　康　知　　印

社外監査役　中　山　寿　英　　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

事業の拡大に伴い当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを目的に、現行定款第19条(員数)につきまして、取締役の員数の増加を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(員数) 第19条　当会社の取締役は、5名以内とする。	(員数) 第19条　当会社の取締役は、7名以内とする。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役５名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名を増員いたしたく、第１号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	藤代真一 (ふじしろしんいち) (昭和48年７月５日)	平成11年６月　アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 平成15年４月　当社設立　代表取締役(現任)	4,160,000株
2	大須賀康人 (おおすがやすひと) (昭和47年８月５日)	平成11年６月　アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 平成15年４月　当社取締役(現任)	600,000株
3	森田勝樹 (もりたまさき) (昭和52年３月30日)	平成11年５月　アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 平成15年４月　当社社外取締役 平成27年４月　当社取締役(現任)	36,000株
4	※ 大久保俊 (おおくぼしゅん) (昭和57年９月29日)	平成17年４月　株式会社ミツカングループ本社(現Mizkan Holdings株式会社)入社 平成20年４月　当社入社 平成27年４月　当社執行役員開発部長(現任)	24,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	松崎 良太（まつざき りょうた） （昭和43年11月14日）	平成３年４月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成12年２月 楽天株式会社入社 平成23年２月 サードギア株式会社設立 代表取締役（現任） 平成23年11月 株式会社クラウドワークス社外取締役 平成25年２月 きびだんご株式会社設立 代表取締役（現任） 平成28年１月 当社社外取締役（現任）	－
6	中川 二博（なかがわ つぐひろ） （昭和35年４月８日）	昭和59年４月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成18年４月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）執行役員 平成24年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ執行役員 平成28年４月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ顧問 平成29年６月 当社社外取締役（現任） 平成29年６月 プレミアグループ株式会社社外取締役（現任）	－

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．松崎良太氏及び中川二博氏は社外取締役候補者であります。
当社は、松崎良太氏及び中川二博氏を、上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
４．松崎良太氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、同氏の投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
５．中川二博氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、当社の経営全般に対する客観的かつ適切な監督・助言を通して当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
６．松崎良太氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は本株主総会終結の時をもって２年５ヶ月となります。
また、中川二博氏は現在当社の社外取締役であり、その就任年数は本株主総会終結の時をもって１年０ヶ月となります。
７．当社は松崎良太氏及び中川二博氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
ホール４Ｃ（渋谷東口ビル４階）
電話番号　03-6418-1073

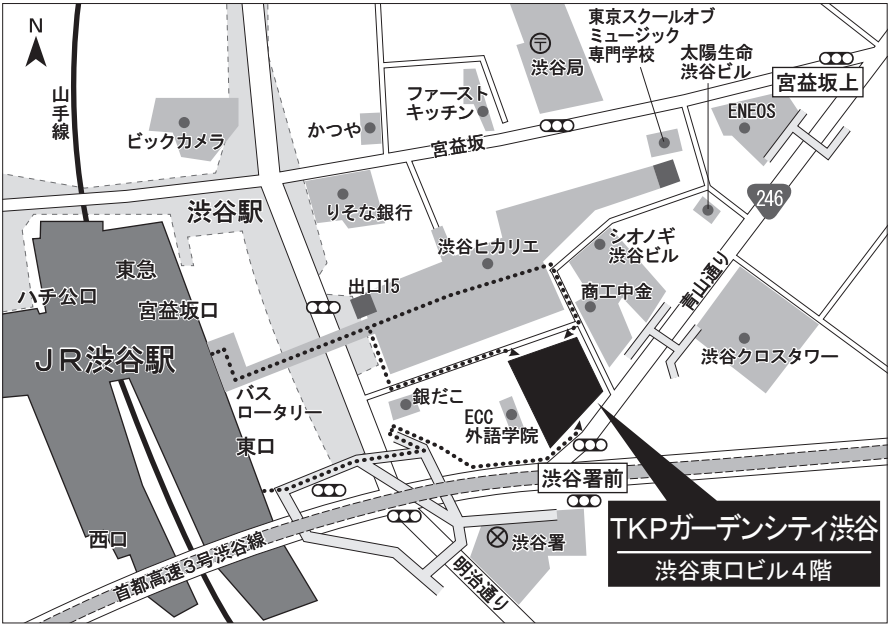

〔交　通〕
●ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩約３分
●東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩約２分
●東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩約３分
●京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩約６分